

中濃地域広域行政事務組合における自動販売機設置に係る電気料金について

自動販売機設置業者が、当該施設管理担当課と協議し、当該施設の電気を使用する場合における電気料金については、次により算出する額を納入するものとする。

電気料金の計算	基本料金相当分（税込）	429円/月
	使用料金（税込）	120kWh まで 21.04円/kWh
		120kWh を超え 300kWh まで 25.51円/kWh
		300kWh を超える 28.46円/kWh
	429円 + 使用量 × 使用料金 = 月額使用料金	
	※中部電力ミライズの積算単価を使用	

使用量の確認方法 自動販売機に設置している電力量計の数値で使用量を確認するので、子メーターを設置すること。

使用料金の請求 3ヶ月毎に請求書を発行します。
電気基本料金 × 3ヶ月 + 3ヶ月分の電気使用料金
※円単位未満は切り捨て